高知地方・家庭裁判所合同委員会(第31回)議事概要

1 日 時

令和元年7月11日(木)午後3時から午後5時まで

2 場 所

高知地方 • 家庭裁判所大会議室

- 3 出席者
 - (1) 委員(五十音順,敬称略)

ア 地方裁判所委員会委員

石 井 寛 也 (家庭裁判所委員会委員を兼任)

大 谷 英 二

岡 本 佐代子

髙 松 清 之

西 村 修

根岸幸弘

畠 中 智 子

半 田 靖 史 (家庭裁判所委員会委員を兼任)

久 直 史

山崎真人

イ 家庭裁判所委員会委員

赤松正規

有 田 尚 美

石 井 寛 也 (地方裁判所委員会委員を兼任)

稲 玉 祐

岡 村 憲 男

近藤 邦 夫

佐藤章

中橋紅美

半 田 靖 史(地方裁判所委員会委員を兼任)

深見英治

福島和彦

(2) 事務担当者等

都 築 浩 一(高知地方裁判所事務局長)

近 藤 英 彰 (高知家庭裁判所事務局長)

平 野 誠 宏(高知地方裁判所民事首席書記官)

立 道 包 壽(高知地方裁判所刑事首席書記官)

八 木 哲 也(高知家庭裁判所首席家庭裁判所調查官)

岩 井 正(高知家庭裁判所首席書記官)

佐 野 真 一(高知地方裁判所事務局総務課長)

水 野 太 平(高知家庭裁判所事務局総務課長)

今 井 愛(高知地方裁判所事務局総務課課長補佐)

森 田 真由美(高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐)

上 村 淳 博(高知家庭裁判所主任書記官)

椎 野 真規子(高知簡易裁判所主任書記官)

4 議事

(1) テーマ

裁判所の手続案内について

(2) 意見交換等

ア 椎野主任書記官及び上村主任書記官から,手続案内の目的や内容,簡易裁判所,家庭裁判所における手続案内の流れについての説明,高知簡易裁判所及び高知家庭裁判所における状況を説明した。

イ 意見交換(委員長は◎,委員は○,事務担当者等は■で表示する。)

手続案内の説明を聞いての疑問点, 意見等

- ◎ お尋ねしたいことは、裁判所の説明を聞いたり、配付資料を読む中で、利用者の立場から考えた場合に裁判所の手続案内は分かりやすいか、親切であるかということです。また、各委員が関係している組織における工夫点や、これまでの御経験を踏まえての意見や提案があれば伺いたいと思っております。どちらでも結構ですので、御意見をお願いいたします。
- 先ほどの説明を伺いまして、裁判所の窓口に来ればこれからの自分の進むべき道が選択できる、そのくらいの相談には乗っていただけるということがよく分かりました。また民事については件数が減ってきているということでしたが、その説明にもうなずけるものがありました。この委員会に出席する前に少し勉強しておこうと思い、裁判所のホームページの手続についての部分を見てきたのですが、Q&Aも作り込まれていますし、見る人自身が何をしたいのか、それをするためにどうすればいいのかというところまでたどり着けるのではないかと思いました。

家裁については、先ほど、事件の数は増えているが窓口に来る方は減っているのではないか、という話がありましたが、家裁も相談件数は減ってきているのでしょうか。

- ◎ 家裁の手続案内の件数と事件数との関係を説明してもらえますか。
- 家庭裁判所は、地方裁判所や簡易裁判所の民事事件とは違い、受付の窓口は裁判所4階の家事書記官室の窓口で統一されています。そのため受付窓口に来た方が申し立てる事件の種類ごとにおおよその件数を把握しています。手続案内を利用される方の数と事件の申立件数はある程度比例していることから、窓口に来る方の数は相対的に見て増えていると思います。
- ホームページ利用者の数,アクセス数と言いますか,これはどのペー

ジまで閲覧があったかというところまでカウントすることができるので すが、裁判所のホームページについてはそういったデータを取っている のでしょうか。

- 裁判所のホームページについてアクセス数等のデータを取っているか どうかは把握していません。
- 自分の経験ですが、職場でホームページを作成した際、広告代理店に依頼して、アクセス状況について24時間管理してもらいましたが、ホームページにアクセスした人の年代や地区などのデータが全て取れるんですね。アクセスした人がどこのページまで見たかというデータまで取れるので、ホームページの機能状況が分析できました。裁判所も折角良いホームページを作っているんですから、アクセス状況の分析を行うのがよいのではないかと思います。
- 私も事前に裁判所のホームページを見させてもらいました。「高知地方裁判所」で検索して、一番最初に出てきた画面が「裁判所について」というクリックする場所が一番左にあって、他に手続きの案内などもいっぱいあるんですね。今日の話を聞いて、裁判所のホームページの主な目的は、全国共通の裁判手続を紹介することであるということがよくわかりました。ただ、「高知地方裁判所」で検索される方は、高知の裁判所の場所などを確認したくて調べている方もいらっしゃるのではと思います。じゃあ高知地方裁判所の場所を探そうとすると、ホームページの隅っこの、非常に見つけづらいところから入っていかねばならず、非常に分かりづらい。この点は改善して頂いて、高知地方裁判所・家庭裁判所独自の情報を求めている方がもっと分かりやすく使えるようにした方がいいのではないかと思います。

また, 高知地方裁判所のホームページの中央には新着情報が出ていますが, これは情報発出の日の順に並んでいます。最近ですと, 裁判所職

員の採用情報や、破産申立書式の変更、あるいは小学生対象の夏休み企画の募集などが同じところに並んでいますが、ここはもう少し整理をして、告知関係、募集関係というように整理して掲載していただけると、ホームページの閲覧者が分かりやすくなるのではないかと思います。

- ◎ ホームページの作成については、当庁が独自にできる範囲というのはあるんでしょうか。
- 現段階で独自にできるものはありませんが、委員方からいただいた意 見を基に十分検討した上で、ホームページの改善についての提案をして いきたいと思っております。
- ◎ 補足いたしますと、当庁のホームページは、最高裁判所のホームページからリンクしている状況ですので、制約はあります。ですが、家事事件や民事事件の書式は、裁判所ごとにそれぞれホームページに載せており、高知でも、工夫した書式を載せようと思えばそれなりの数を載せることができますし、目的のページにたどり着くまでのクリック回数なども、工夫する余地はあるのではないかと思います。また、先ほど出た新着情報の掲載の仕方など、独自にできるところは工夫していきたいと考えております。
- 簡易裁判所と家庭裁判所のホームページについて、よく分かりました。 それで思ったのは、ホームページに載せている書式がPDFだと、直接 入力ができないから、書式は打ち出して手書きしなくてはいけないと思 うんです。裁判所の書式はどうなっているのでしょうか。
- 破産の申立書式はワードで作成しているものがあります。また、同じ書式を弁護士会や司法書士会にもお渡しして、利用できるようにしています。
- ワードの利用など、入力しやすさの点も含めて、書式をホームページ に掲載するようにはしています。

- 書式をよく使用する者として発言させてもらいますが、裁判所のホームページから使える書式は、ほとんどがPDFです。今の破産の申立書式のように、高知の裁判所が独自に掲載しているものにはワードの書式がありますが、最高裁が掲載している書式はほとんどがPDFで、PDFの書式と、その書式に手書きで記載された記載例が掲載されている、というのが現状です。
- PDFに入力できるようにするためのソフトもあるから、それを使えばいい、という話もあるかもしれませんが、それはちょっと不親切じゃないかと。

それからもう一つ聞きたいのは、相談カードについてその件数が減ってきているという話があったけれども、裁判や調停の件数はどうなっているんですか。

- 高知簡裁の民事事件の総数,裁判も調停も少額訴訟も支払督促も全部 含めた数ですが,これについては,平成28年頃に一旦減少し,その後 また少し増加している状況です。内訳としては,支払督促が増加する一 方,訴訟や調停は減少傾向にあります。なお,地方裁判所については, 民事事件の総数が減少傾向にあると把握しています。
- ○件数は。
- 簡易裁判所では、平成28年の総数が1938件ですが、その後20 00件台となっており、少し増加しています。増加の要因としては、支 払督促の件数が増加しています。
- 資料⑤-2の相続放棄申述書の記入例の中で、押印をする欄に「(スタンプ式は不可)」とあるんですが、これはなぜですか。
- それは、スタンプ式の印鑑は、朱肉が劣化しやすく、一定期間の経過でにじんで、消えてしまったりもすることから、裁判所に提出する書面に印を押すときはきちんと朱肉を使って押していただきたい、というこ

とです。

- 手続の案内ですが、申し立てる側、これから行動を起こそうとしている人に対する手続案内はかなり整備されているなと思うんですが、申立てを起こされた側に対する手続案内については、ホームページも含めてちょっと手薄なんじゃないかと常々感じています。自ら何か起こそうとしている人は、自分でがんばって調べて、自分で動こうとするんですが、起こされた側というのは、「勝手に巻き込まれて、それでなぜ自分が調べないといけないんだ。」という、ちょっと消極的な考えになって、自分から進んでホームページを調べたりとか、そうやって自分で動かない方も結構いらっしゃるというのが印象です。おそらく、裁判所から呼出状などを送る際に手続案内の紙などを入れているのではないかと思いますが、実際にどういったものを入れているのか、それから、入れているものの内容がどれだけ親切なものなのかということについてお聞きしたいのですが。
- 私は調停係ですが、調停係では、この日に来てくださいという呼出状と、申立書の写しのほか、調停がどういう手続であるか、どのような流れになっているかを記載した説明書と、申立書の内容に対してどのような言い分があるか、これまでの経緯やどのような解決を望んでいるかを書いて裁判所に返送してもらう回答書の4点を送っています。
- ◎ 調停係はそういったものを送っているようですが、例えば書類を受け取った人から、「これは何だ」といったお怒りの電話がかかってくるようなことはあるんですか。
- 電話がかかってくることはあります。電話がかかってきたら「こういう申立てが出たので」ということを説明して、「言いたいこともたくさんあると思いますが、まずは同封した回答書に記載して、返信用封筒に入れて裁判所に送ってください。」という説明をしています。また、電

話のときに、調停とはどんなものか、ということを改めて説明しています。

- 本日、資料で裁判所のリーフレットを付けていただいていますが、リーフレットの内容について、もっと簡単に説明されたようなものはないんでしょうか。
- 本日資料①として添付した「初めて簡易裁判所を利用される方のため に」が、相談に来られた方に最初にお渡しするリーフレットになります。
- これが一番簡単なものになりますか。
- そうですね。まずこのリーフレットを使って話をすることが多いです。
- リーフレットにざっと目を通しましたが、やっぱり、裁判所の言葉は 普段私達が触れることがない言葉が多いので、職員の皆さんが当たり前 のように使っている言葉がぴんとこなかったり、読み方がわからなかっ たりするお客さんが多いのではないかと思います。一般の方であればこ れでもいいのかなと思いますが、裁判所はいろんな方が来られると思い ますので、例えば理解しづらい方や障害がある方などの対応もすること を考えると、小学校5年生か6年生くらいが読んでも分かる、そんな内 容にするともっと頭に入ってきやすいんじゃないかと思いました。
- 実際に手続案内をする場合には、資料①を示す他、来られた方の状況 に合わせて個別に対応を行うことになります。また、説明のときにはで きるだけ分かりやすい言葉を使うよう心がけています。
- ◎ 実際に、高齢の方とか、お互いに話が伝わりにくいような事案もありますか。
- 高齢の方の場合,話が伝わりにくいこともあるので,御本人の様子を 見ながら,言葉や話し方を工夫して,分かりやすい説明になるように心 がけています。
- ◎ 本日資料として添付した各リーフレットは、いずれも最高裁判所が作

成したものですが、高知で独自に分かりやすいものを作成することも考 えられるかもしれません。

- そもそもなんですが、最初に相談件数が350件くらいから150件 くらいに減っている、という説明がありましたが、裁判所は相談件数を 増やしたいんでしょうか。別に件数は増えなくていい、手続相談が利用 しやすくなるだけでいい、というお考えなんでしょうか。相談件数が減 ったことの意味を確認してから話を進めたいと思いまして。
- 裁判所の手続自体を利用する人を増やしたい、と考えています。
- 先ほど別の委員も、申立てを起こされた側はどうなのか、ということをおっしゃっていましたが、資料①のリーフレットのタイトルにも「~を利用される方のために」とあって、裁判所を利用するのだと決めた人には役に立つと思うんですが、多くの人は「どうしよう」「相談しようかな」「相談していいのかな」「訴えていいのかな」と悩んでいるんではないかと思うので、もう少しアプローチとして「一人で困っていないで、まずは相談してみませんか。一緒に考える機関なんですよ。」という形があってもいいのかなと。その上で、もっと簡単な言葉で分かりやすく、というのも大事な視点になるかと思います。

多分「訴えてやる」という強い気持ちばかりの方ではなくて、「私の 今の立場は裁判してもいいのかしら。困ってるんだけど」という人の背 中をそっと押すような、そういうアプローチもあっていいのかなと思い ます。

○ この点については、先ほどからの話にもありましたように、手続案内と法律相談の別、ということで、裁判所はなかなか難しい立場にある状況です。何か裁判所の助けを必要としている人が来庁した場合、こういう手段がありますよということをお伝えして、あとはあなたが決めてください、ということになるわけです。ただ、委員がおっしゃっ

たように、アクションを起こすか、問題の内容を聞いてもらって、見通しについて少しアドバイスを受けた上でないと決められない、という人に対しては、少し問題の内容を聞いた上で相談を行うことも必要だと思います。個人的には、そういう人に対しては他の機関を紹介して、より内容に踏み込んだ具体的な相談をしてもらった方がいいかなと思っています。そんな関係で、裁判所を通じて弁護士会に相談に行く人もいるんじゃないかと思いますが。

- そうですね。裁判所の窓口で「弁護士に相談したら」と言われたと いうことで弁護士会に来る人は、かなりの数います。一方で、弁護士 会に相談に来たものの、言葉は悪いですが、なかなか何を言っている かよく分からない人, でも何かを起こしたいと思っている人に対して, 「ちょっと裁判所で相談してみたらどうでしょう。」と、弁護士会か ら裁判所に送ることもあります。一つ紹介するんですが、かなり高齢 の女性で、何を言っているかよく分からなくて、でも何か申立てなど をしたそうだと。そこで「裁判所に行ってみたらどうでしょう。」と 紹介したんですが,その方は調停の申立てにこぎつけ,調停で解決し たと, そんな結果報告を受けた事案がありました。裁判所と弁護士が, 双方で何らかのアドバイスをする, 例えば最初に弁護士の方で法律的 なアドバイスをしたことで裁判所窓口に行ってもそれなりの説明がで き、結果手続の申立てに結びつくこともあるでしょうし、裁判所で手 続の説明を受けて、その土台があって、弁護士のところでその手続の 話をもう少し具体化して説明することができる,ということもあると 思うので、裁判所と弁護士の双方でキャッチボールするのも悪くはな いのかな、と思っています。
- ◎ 委員の方がどこかで、これは良かった、と思うような経験をしたり、 あるいは、御自身の所属されている組織ではこんなやり方をしている、

といったことをお聞きしたいと思います。病院関係では、来院した人 にいろいろ説明したり、来院した人から相談を受けることもあると思 うんですが、何か対応策を検討していますか。どこの診療科を受診し たらいいか分からない、という方も多いと思うんですが。

- 病院によっては、最初にそういう振り分けをする科を設けていると ころもありますし、夜間や休日の場合は相談センターのようなものを 設けているところもあります。
- ◎ 銀行は、やっぱり窓口対応が重要ではないかと思うんですが、何か 取組みはありますでしょうか。
- 専門の窓口を設けていまして、苦情でも何でも、お客様からのダイレクトの電話は一か所に集めて、そこで内容を分析しているという状況です。もし、裁判所で利用の利便性を高めるとするならば、リーフレットの中にお客様相談室みたいなものを明示するとか、今の裁判所の組織の中にお客様相談室を作るとか、そういったところから問題点が見えるのではないかなと。いろんな考え方や思いがありますので、そういった窓口を設けられたら、この会以上にいろんなところから意見が聞けるんじゃないかと思います。
- 話を聞いていて、病院側の対応で思い出したことがあるんですが、 大学病院なんかは、患者さんが投書できる目安箱のようなものを準備 して、患者さんの意見を上げてもらうような形でやっています。あと、 先ほど出た相談窓口のようなところももちろんありまして、どんな相 談でもいいから受け入れる、というところもあります。それから、1 年のうちに、あるタイミングで患者さんに利用者としてのアンケート を取って、それを分析するようなところもあります。裁判所も、裁判 所を利用した人がどんなところが気になったかなどを拾い上げる、そ ういうことがしやすい仕組みがあればいいんじゃないかなと思います。

- ◎ 裁判所でも、そういう取組はしていますか。
- 先ほど話題に出たいわゆる目安箱のようなもの、これを高知の裁判 所の中に置いているわけではありません。ただ、私が勤務した裁判所 にはそのようなものが置いてあり、適宜回収して意見を吸収する、と いうことをしていました。
- 専門知識のある方は、ここに行けばいいよ、ということはよく分かっていると思うんですよ。でも、一般の方はそうじゃなくて、子育て支援センターでも、保護者が「こういうときはどこに相談に行けばいいのか」ということですごく困っていて、今度新しく案内のための総合窓口のようなものを作ったんですね。それで、資料④を見ると、家庭の問題をどこに相談したらいいか分からないときは、法テラスに相談したらいいということですかね。今日、こうやって、リーフレットを見て分かりましたけど、裁判所に来た人に、じゃあここからどこに行けばいいのか、という点について十分にできていない部分があるならば、専門の関係機関と連携していくことが一番大事なのではないかと感じています。
- ◎ 今回の機会に、相談機関や関係機関についていろいろ調べてみたんですが、すごくたくさんあることがわかりました。特に福祉関係が多い。実際、相談の際には、どこまで伝えているんですか。
- 戸籍関係については法務局に相談することもありますが、福祉の関係のサービスになると、ざっくりと市役所などを伝えることになります。 DVを受けていて守ってもらいたい、というように内容が明らかな場合は、被害者保護支援センターや警察を紹介することもあります。 ただ、県や市の関係機関がいろいろと入り組んでいるところはあるので、裁判所の窓口に来た人を県や市に紹介する場合は、少し待っていただいて、その間に職員から県や市に電話で確認した上で紹介するこ

ともあります。裁判所も県や市の関係窓口を全て把握しているわけではないので、手探りの状態で、関係機関と連絡を取りながら調整してやり取りをしているのが実情です。

- ◎ 検察庁には、あまりこういった相談はないですか。調べると、被害者相談というものはあったんですが。
- 検察庁では、今は基本的に、被害者相談は被害者支援員を設置して、そこで相談を受けています。刑事事件の被害者であれば、検察庁や警察と連携して、必要であれば事件として立件するということになりますが、たまに、刑事事件ではなく民事事件の相談の人が来て、うちでは関係ないな、となることもあります。先ほど裁判所の説明にもありましたように、相談者の抱える紛争の解決に最も適した機関の情報を必要に応じて提供している状況です。弁護士委員がおっしゃっていたように、裁判所を勧めることも、法テラスを勧めることもあり、適宜紹介している感じです。今は、どこの機関にいけば何が解決できるか、ということを整理しているところです。

ちょっと話題が変わりますが、検察庁は、被疑者、被告人の再犯防止の取組もしています。何度も万引きをしてしまう高齢者などについて、刑務所に入れるだけでいいのか、という議論が起こっており、対象者にとって最も良い解決策は何か、という視点から、検察庁はここ数年、福祉機関と連携して、お金が問題ならお金のことが解決できる市の機関に連絡しようとか、住居が問題ならその手当ができる機関があるとか、そのようなことを考えて連携を図っているところです。

- ◎ ありがとうございました。建築関係のトラブルというのもあるかと 思いますが、住宅関係や建築関係のトラブルを聞かれたことのある方 はいらっしゃいますか。
- 住宅関係のトラブルは、県庁や市役所の担当課に電話をされる方が

多く、他にも私達が所属している建築士会の事務局に電話をしてこられる方、弁護士会の無料法律相談に相談される方など、相談先はいろいろです。ちなみに、建築士会の事務局にはとても優秀な事務員さんがいまして、東は東洋町から西は大月町まで全部の建築士を知っているくらいのエキスパートで、その人に頼っているところは大きいです。あと、今日気になったのが、資料④のリーフレットですが、このリーフレットの絵が、家庭といえばこういうイメージなのかな、と思って。現在、夫婦と子供という世帯が全体の3割くらいになっているらしいですが、このリーフレットを見ていると、この三人が、ひょっとしたら離婚した元の夫が来て円満に子供との面会をしているところかな、とか、実は年の離れた兄弟が遺産相続の話が終わって、にこやかに同じ方向を向いているのかな、とか、いろいろ考えるんですね。このリーフレットの絵がいっそ花か何かだったらよかったかな、と思います。この絵が一般的な家族という日本人のイメージかな、と思うので、今の多様性の世の中、どうなのかなと思いました。

○ 会社のある商店街のことを言わせてもらうと、クレーマーのような 人が時々おり、その人に対してどう対応するかというのが商店主の課 題になっています。店に入ってきて、買うか買わないか分からないか ら一応お客様という立場のわけです。でも、他のお客様に御迷惑をお かけするようなことになると、現在では、警察に電話をしています。

あと、一つ伺いたいんですが、我々も商売をしている関係で法テラスというのをよく聞くんですが、ここは無料で相談をしてくれるんでしょうか。

○ 法テラスの場合は、一定の資力要件というものがありまして、この 資力要件を満たす方であれば、弁護士による相談を無料で受けること ができます。高知弁護士会については、高齢者の相談とか、一部の相 談業務に限って無料でやっているものもありますが、一般的な法律相談は、現在のところ有料でやっております。法テラスと弁護士会の違いとなるとなかなか話が難しくなるんですが、どこの法テラスも、高知だったら高知弁護士会に所属している弁護士が法テラスの事務所にいます。逆に言うと、高知の法テラスに所属している弁護士は、高知弁護士会に所属していることになります。ただ、法テラスの弁護士は半分公務員のような立場で、我々のような弁護士は完全に自営業になります。そういう意味ではちょっと立場が違います。

- 先ほど、裁判所のホームページをスマートフォンで見せてもらったんですけど、なかなか、スマートフォンで見るには情報量が多すぎで見にくいかなと。どこの家にもパソコンがあるわけではないですし、特に若い人は、最近は全てスマートフォンでやってしまっているんじゃないかと思うんです。うちの会社でもいろいろ募集をかけますが、その際は必ずスマートフォンで見ることができる形にしています。そうしないと、スマートフォンで開いたけど目的のところに行きつかないとなると、すぐ別のところに行ってしまうので。そのため最近は、「そういう点はきちんと対応した方がいい」とよく言われています。裁判所の性質上難しい部分もあるのかもしれませんが、利用者の観点で言うと、この点は考慮してもいいのではないかと思いました。
- ◎ 確かに、自分も裁判所のホームページをスマートフォンで見ると、 ちょっと見にくいな、と思ったことがありました。
- どうしても情報量が多くなるので、難しい部分もあるんだと思うんですが、窓口を限定して、たくさんの情報を知りたい人はそこから入っていけるようにするとか、見出しを簡単にしてそこから入っていけるようにすれば、利用しやすいんじゃないかなと。私もITは全く詳しくないんですが、裁判所のホームページを見てちょっと気になりま

した。

- これまで皆さんの御意見などを聞かせていただいていて、裁判所を利用する側からすると、選択の余地がない窓口だと思うんですね。例えば先ほど話に出た病院や銀行なら、利用者がどこを利用するか選ぶわけですが、裁判所の場合は、その地域に住んでいる限り選択の余地がないわけで、しかも全国統一組織ですよね。これは、最もサービスが改善されないパターンだと思うんです。そうなると、現状維持から若干改善していくのが関の山になってしまうんじゃないかと。先ほど、他庁で目安箱のようなものが設置されていたという話がありましたけれども、各地方裁判所単位で、多少なりとも競争意識が出るようなデータの比較とか、成功例の開示とか、そういったことをしないと変わっていかないのではないかと思いますし、例えば今日の資料を見ても、やはり言葉が難しいんですよね。「裁判」で済みそうなところを「訴訟」という言葉も出てきて、それだけで一般の人は分からなくなっちゃう。そういった根本的なところから少しずつ改善していく必要があるのではないかと思いました。
- 裁判のことを全然知らず、申し訳ないんですけども、説明の中で、 裁判所に問い合わせてきても法テラスや弁護士会を紹介することもあ る、という話があったんですけども、そういう事例はかなり多いんで しょうか。
- ◎ 手続案内の範囲を超える事案は結構ありますか。
- 手続案内の範囲を超えるケースは多いです。その場合は「こちらではお答えできません」とお伝えしています。
- 一般の人にとっては、どこに相談に行ったらよいのか、分からない こともあると思います。裁判所は普段あまり関わりのないところです が、何か困ったことがあったときに、どこに相談したらよいかわから

ないので裁判所を頼った、という場合もあるんじゃないかなと思いました。

◎ 本日は、皆さんからいろいろと有益な意見をいただきました。今日 いただいた意見はとりまとめまして、我々の今後に活かしていきたい と思います。本当に、本日はありがとうございました。

5 次回開催予定

(1) 地方裁判所委員会

ア 開催日令和2年1月23日(木)

イ テーマ 専門訴訟について

(2) 家庭裁判所委員会

ア 開催日令和2年2月13日(木)

イ テーマ親ガイダンスの取組について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室